

介護現場の生産性向上について

令和 6 年 6 月 20 日

徳島県地域介護総合確保推進協議会

介護現場における現状と課題

- 我が国は、かつて例のない少子高齢社会、人口減少社会のまっただ中にあり、**2025年**には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳を迎え、**75歳以上の高齢者が2,000万人を超えることとなる。**
また、就業者数については、**2040年**には、5,650万人程度と2018年度と比較して、**930万人の減少**が見込まれている。
- 少子高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、**働き手の確保が一層難しくなる**ことが予想される一方で、**高齢化に伴う介護ニーズが増大**することが予想されており、**大きな社会構造の変革期**を迎えている。

介護現場が直面する課題

⇒こうした我が国の社会状況の変化を踏まえ、
介護の質を確保し、向上させていくこと

課題解決の手段

介護現場の生産性向上

生産性向上の目的

介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図る**とともに、業務改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**

上位目的

介護サービスの
質の向上

人材の定着・確保

働く人のモチベーションの向上
楽しい職場・働きやすい職場作り

生産性向上に
取り組む意義

人材育成

チームケアの
質の向上

情報共有の
効率化

生産性向上の取組成果(イメージ)

直接的なケア

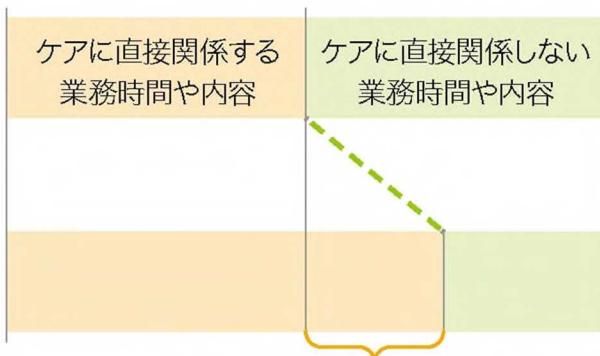
食事介助、排泄介助、衣類の着脱介助、入浴介助などの身体介護や掃除、洗濯などの生活援助といった、利用者に直接接しながらサービスを提供する業務

間接的業務

情報の記録・入力や各種会議、研修への参加など、利用者とは直接接しない形で行う業務

1 質の向上

(業務時間や内容の相対割合)



業務の質を高めた成果イメージ

2 量的な効率化

(業務時間量)



効率化した成果イメージ

資料：厚生労働省「介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン」

これまでの国の取組み

介護ロボットやICT等の導入支援等に関する施策が中心

(機器の導入支援、基準の緩和、開発企業と事業所のマッチング、コンサル支援等)

- 介護事業所が介護ロボットやICTを導入する際の費用の一部を補助

事業実績	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援件数	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援件数					195	2,560	5,371

- 令和3年度介護報酬改定において、見守り支援機器を活用した場合の特養の夜間配置基準の緩和
- 介護事業所と介護ロボット開発企業向けの相談窓口の設置（全国17箇所）
- 開発企業に対し開発実証のアドバイスを行うリビングラボの設置（全国8箇所）
- 業務改善に取り組む事業所へのコンサル費用等の補助、セミナーの実施

介護保険法等の改正

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う。

改正の概要・施行期日

・都道府県に対する努力義務規定の新設

都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

・都道府県介護保険事業支援計画への追加

都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。

※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

- ・施行期日：令和6年4月1日

介護生産性向上推進総合事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数)※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会(都道府県介護現場革新会議)の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

(1) 都道府県介護現場革新会議に係る支援(必須)

- 事業内容
 - ① 介護現場革新会議の開催
 - ② 対応方針に基づき実施する事業(実施する場合)
 - ア 地域のモデル施設育成
 - イ 介護業界のイメージ改善
 - ウ その他(介護助手活用支援、外国人人材活用等)
- 補助対象等…会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内(上限500万円)】(コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等)

(2) 介護生産性向上総合相談センターに係る支援(必須)

- ① 生産性向上の取組に関する研修会(取組手法、ICT活用等)
- ② 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣(取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等)
- ③ 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応(生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等)
- ④ 介護ロボット等の機器展示
- ⑤ 介護ロボットの試用貸出
- ⑥ 他の機関との連携